

男鹿市森林経営管理制度実施方針

令和5年9月策定

目 次

- 1 趣旨
- 2 森林整備・林業振興の基本的な考え方
 - (1) 現況と課題
 - (2) 地域の目指すべき森林資源の姿
 - (3) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
- 3 森林所有者意向調査について
 - (1) 対象森林の考え方
 - (2) 対象森林面積等
 - (3) 意向調査の方法、スケジュール等
- 4 意向調査後の森林経営管理の方針
- 5 森林経営管理制度の目指す姿及び評価について
- 6 森林経営管理制度の実施コストについて
- 7 その他特記事項

添付資料

資料1 意向調査年度別計画表、資料2 意向調査実施箇所一覧図

資料3 森林の管理に関する意向調査票、資料4-1 評価確認表【進捗状況
評価】、資料4-2 評価確認表【公益的機能評価】

1 趣旨

男鹿市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、男鹿市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう男鹿市が森林経営管理法（以下、「管理法」という。）に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占める本市は、北側に三種町、東側に大潟村、南東側に潟上市と接している。

男鹿半島は、米代川と雄物川の運搬土砂の堆積によってできた砂州で本陸と結ばれた陸繋島で、西部は山岳地形、その周囲は海岸段丘となっている。

青い海と緑の山々、そして深淵な湖と変化に富んだ美しい自然景観は、昭和48年に男鹿国定公園の指定を受けている。気候は、冬季に日本海からの季節風が吹き付ける積雪寒冷地であるが、内陸部よりは積雪が少なく、比較的温暖な地域となっている。

本市の総面積は、24,109haで、そのうち森林面積は、12,658haで区域面積の約52%を占めている。また、民有林面積は10,156ha、人工林面積は、6,881haで人工林率は約67%であり、その大部分がスギで占められているが、所有規模は極めて零細であり、高齢化も進んでいることから、保持的な施業計画、間伐・保育、林業の近代化も進んでいない状況である。

林業の振興を図るためには、林業担い手の育成と計画的な間伐、間伐材の有効活用を促進することが必要である。

また、森林のもつ多様な公益的機能の発揮と合わせた。レクリエーションの場としての活用や海洋資源を保持するための森づくりを図る必要がある。

本市は地形上災害が発生しやすい地域が多いことから、山腹崩壊、土砂の流出防止等森林の保護保全に努めるとともに、松くい虫による貴重な松林が消失して自然景観を損ねている現状から、この防除対策や被害松林の整備を推進する必要がある。

(2) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林整備の実施により、健全な森林資源の維持増進を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策など森林の保護等に関する取組を推進す

る。

各機能の望ましい森林資源の姿の詳細は、男鹿市森林整備計画によるものとする。

(3) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備の基本的な考え方は、米代川地域森林計画で定める森林整備及び保全の基本方針に準ずるものとし、特に、スギ人工林の1～7齢級の保育・間伐を必要とする森林の施業を推進することとし、これまで、補助事業等の活用により施業を実施しているが、将来的に森林経営が困難な森林については、管理法に基づく森林施業の実施を推進する。

なお、森林整備の基本的な考え方及び推進方策の詳細は、男鹿市森林整備計画によるものとし、特に、当該計画の第4の公益的機能別森林等の整備に関する事項に配慮するものとする。

3 森林所有者意向調査について

市内には森林所有者自らが経営管理を実施できない又は実施できていない森林があることから、そのような森林の所有者に対し、市から森林の経営管理に関する意向を確認していくものとする。

(1) 対象森林の考え方

ア 対象外とする森林

- ・森林経営計画策定森林
- ・公有林（県有林、市有林）
- ・団体有林（公益財団法人秋田県林業公社）
- ・保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 対象森林の絞り込み

対象森林は次の1～5の条件を満たす森林とする。

1. 私有林
2. スギ人工林
3. 施業履歴がない
4. 森林経営計画が作成されていない
5. なまはげライン周辺、寒風山周辺地域（当面、優先する対象森林）

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積は資料1「意向調査年度別計画表」のとおりとする。

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和2年度から開始する。
- ・意向調査の年度別全体計画は資料1「意向調査年度別計画表」及び資料2「意向調査実施箇所一覧図」のとおりとする。
- ・意向調査は、資料3「森林の管理に関する意向調査票」の郵送により実施する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・意向確認において市に経営管理を委託したいと回答のあった森林（経営管理対象森林）については、市による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・経営管理対象森林のうち、必要かつ適当と認める場合には、市の森林経営管理権を設定し、森林経営管理権集積計画を策定・公表するものとする。
- ・ただし、経営管理対象森林のうち、「経営管理が行われていないおそれがある森林の基準の目安」（表1）に該当しない等、市がただちに森林経営管理権を設定する必要がないと判断した場合は、森林経営管理権の設定は行わないものとする。
- ・森林経営管理権の設定が完了した森林のうち、公益的機能の発揮が特に必要な森林から優先して整備を進めるものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、森林所有者の同意を得たうえで、森林組合等林業事業体に関連情報を提供するものとする。

表1：経営管理が行われていないおそれがある森林の基準の目安

(樹齢等)	(状態)
1 齢級 (1～5 年生)	<ul style="list-style-type: none">○ 造林届※に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね 75%以下等、このままでは成林しないおそれがある場合。○ 下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧されている場合。
2～4 齢級 (6～20 年生)	<ul style="list-style-type: none">○ 除伐等が不十分であり、植栽木が植栽木以外の樹木等に被圧されている場合
5～標準伐期齢 (21 年生～)	<ul style="list-style-type: none">○ 間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から 10 年以上経過する等、市森林整備計画で定められた標準的な施業方法を実施しておらず、林分が過密化している場合。
標準伐期齢以上	<ul style="list-style-type: none">○ 最後に行った間伐から 15 年以上経過する等、市森林整備計画に定められた標準的な施業を実施しておらず林分が過密化している場合。

※ 造林届：伐採及び伐採後の造林の届出（森林法第 10 条の 8）

5 森林経営管理制度の目指す姿及び評価について

- ・経営管理されていない森林について、市が仲介役となり、その解消に努めることにより、間伐等の手遅れとなっている森林の整備が促進され、土砂災害等の発生リスクを低減し、住民の安全・安心に寄与することが当該制度の目指す姿である。
- ・当該制度の実施状況の評価については、森林所有者の意向確認～森林経営管理権集積計画策定～森林整備までの進捗状況の確認及び、実施した森林整備が森林の公益的機能の発揮に対して期待できるかについて資料 4-1、4-2 の評価確認表により管理していくものとする。

6 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・市が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理、整備、市民への制度の周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で各事業を実施する。
- ・森林環境譲与税は男鹿市森林環境基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- ・男鹿市森林環境基金は、森林経営管理制度による「森林整備の促進」のほか、「木材の利用促進」、「人材育成・担い手確保」、「普及啓発」等の適切な森林の整備やその促進につながる取り組みに活用していくものとする。

7 その他特記事項

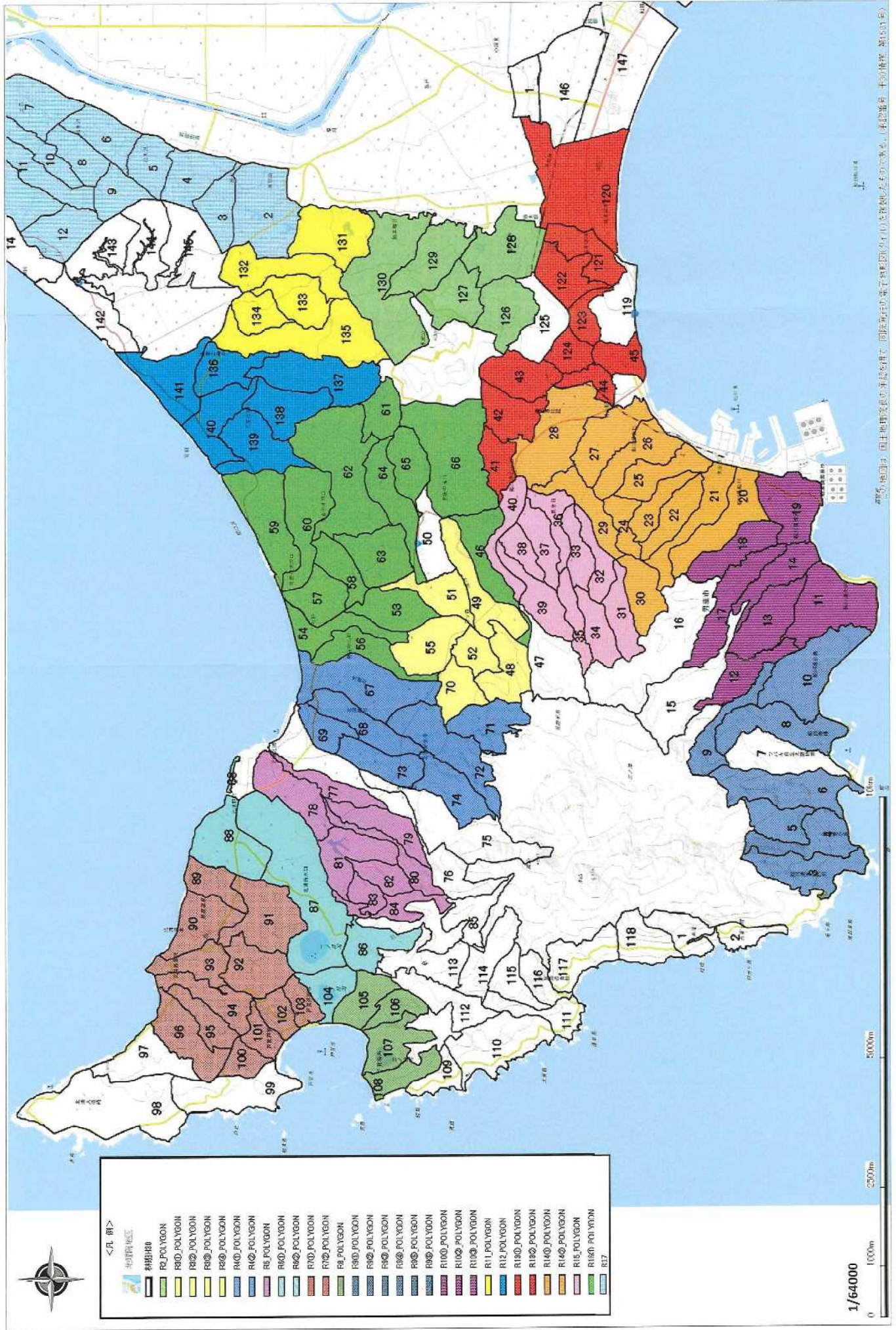
- ・実施方針は、男鹿市総合計画との整合性を図っていくものとする。
- ・実施方針は、管理法に基づく事業の推進状況や事業に関する課題等に対応するため、随時変更を行っていくものとする。
- ・対象森林については、必要に応じて見直しを行うとともに、見直しにあたっては林業普及指導員や地域林業関係者等の意見を聞きながら進めるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努めるものとする。
- ・秋田地区森林経営管理制度推進会議を活用し、秋田地域振興局管内の市町村と情報共有や課題への対応の検討等により、森林経営管理制度に係る各事業の促進を図っていくものとする。

意向調査年度別計画表

意向調査年度	林班	スギ人工林	所有者数	林班数	小班数	面積
R2	126	林班 藤本富次	254 人	5 個	449 個	87.38 ha
	127	林班 #				
	128	林班 #				
	129	林班 藤本富次・浦田				
R3	130	林班 藤本富次・樽沢・百川	167 人	6 個	335 個	76.4 ha
	48	林班 男鹿中瀬川 (林業公社多い)				
	49	林班 #				
	51	林班 # 間伐実施者多い				
	52	林班 男鹿中瀬川・山崎				
	55	林班 # 間伐実施者多い				
R4	70	林班 北浦安全寺	167 人	7 個	329 個	77.49 ha
	67	林班 北浦相川 小林祐也が多い				
	68	林班 北浦相川 小林祐也・藤田隆吉多い				
	69	林班 #				
	71	林班 北浦安全寺				
	72	林班 北浦安全寺・真山				
	73	林班 北浦真山				
R5	74	林班 北浦安全寺・真山	213 人	8 個	399 個	113.38 ha
	77	林班 北浦北浦・野村				
	76	林班 北浦北浦				
	79	林班 #				
	80	林班 #				
	81	林班 #				
	82	林班 #				
	83	林班 #				
R6	86	林班 北浦北浦・野村	80 人	4 個	181 個	22.53 ha
	87	林班 北浦西水口 男鹿市多い				
	88	林班 北浦北浦・野村				
	104	林班 戸賀塩浜谷				
R7	89	林班 北浦湯本	236 人	12 個	507 個	104.28 ha
	90	林班 #				
	91	林班 #				
	92	林班 北浦湯本・西黒沢				
	93	林班 北浦西黒沢				
	94	林班 #				
	95	林班 #				
	96	林班 #				
	100	林班 戸賀戸賀				
	101	林班 #				
R8	102	林班 #	23 人	4 個	36 個	3.9 ha
	103	林班 戸賀塩浜谷				
	105	林班 戸賀塩浜 所有者少ない 全体的に面積少ない				
	106	林班 #				
R9	107	林班 #	116 人	7 個	206 個	38.46 ha
	108	林班 #				
	3	林班 船川港本山門前				
	4	林班 船川港本山門前・小浜				
	5	林班 船川港小浜				
	6	林班 船川港双穴				
	8	林班 船川港樽・台島				
	9	林班 船川港台島・安川 林業公社多い 所有者少ない				
	10	林班 船川港台島				
	11	林班 船川港安川				
R10	12	林班 # 男鹿市・女川部落多い	297 人	7 個	558 個	104.37 ha
	13	林班 #				
	14	林班 船川港増川 増川部落多い				
	17	林班 #				
	18	林班 船川港増川・南平沢				
R11	19	林班 #	198 人	5 個	388 個	76.54 ha
	131	林班 藤本山				
	132	林班 五里谷鶴川				
	133	林班 #				
	134	林班 #				
R12	135	林班 五里谷箱井	118 人	6 個	237 個	67.96 ha
	136	林班 五里谷箱井 所有者少ない				
	137	林班 五里谷箱井・琴川 林業公社やや多い				
	138	林班 五里谷琴川				
	139	林班 #				
	140	林班 # 所有者7人				
R13	141	林班 五里谷神谷 所有者4人	427 人	10 個	824 個	174.8 ha
	41	林班 船川港仁井山				
	42	林班 船川港比呂				
	43	林班 #				
	44	林班 #				
	45	林班 #				
	120	林班 藤本藤本				
	121	林班 藤本藤本・田谷沢				
	122	林班 #				
	123	林班 藤本田谷沢				
R14	124	林班 #	451 人	11 個	998 個	251.07 ha
	20	林班 船川港船川・南平沢				
	21	林班 船川港船川				
	22	林班 #				
	23	林班 #				
	24	林班 # 平分以上(県)外所有者7人				
	25	林班 船川港船川・金川				
	26	林班 #				
	27	林班 船川港金川				
	28	林班 船川港比呂・金川・仁井山 所有者不明多い				
R15	29	林班 船川港仁井山	155 人	10 個	307 個	90.16 ha
	30	林班 #				
	31	林班 船川港仁井山				
	32	林班 #				
	33	林班 # 間伐実施者ほとんど				
	34	林班 #				
	35	林班 #				
	36	林班 #				
	37	林班 #				
	38	林班 #				
R16	39	林班 #	311 人	14 個	709 個	180.8 ha
	40	林班 #				
	46	林班 男鹿中瀬川 佐藤貞光多い				
	53	林班 男鹿中山町				
	54	林班 男鹿中山町・浜間口				
	56	林班 男鹿中山町 小林祐也・小林源重郎多い				
	57	林班 男鹿中山町・浜間口				
	58	林班 男鹿中山町・中間口				
	59	林班 男鹿中浜間口				
	60	林班 男鹿中山町・浜間口				
R17	61	林班 男鹿中山町 中間口部落・林業公社多数	219 人	15 個	447 個	69.11 ha
	62	林班 男鹿中山町・浜間口・中間口				
	63	林班 男鹿中山町・瀬川・中間口				
	64	林班 男鹿中瀬川 北製菓職多い				
	65	林班 #				
	66	林班 #				
	2	林班 角間崎				
	3	林班 鶴木				
合計	4	林班 #	3,432 人	131 個	6,910 個	1,538.63 ha
	5	林班 鶴木・松木沢				
	6	林班 福来沢・本内				
	7	林班 角間崎・福来沢				
	8	林班 野石・福来沢				
	9	林班 野石・松木沢				
	10	林班 野石				
	11	林班 #				
	12	林班 #				
	13	林班 #				
16	林班 #					
17	林班 #					
18	林班 #					

意向調查實施箇所一覽図

資料2



資料2 意向調査実施箇所一覽図
 本図は、国土院の提供した地籍図を基に作成されたものであり、正確性を保証するものではありません。また、本図は、国土院の提供した地籍図を基に作成されたものであり、正確性を保証するものではありません。

男鹿市 森林の管理に関する意向調査票

森林所有者 様

日頃より男鹿市の森林整備にご協力いただきありがとうございます。
 所有されている山林の経営や管理に関する意向調査にご協力ください。

なお、この調査により、男鹿市が山林の経営や管理に関する委託を受けることを
 お約束するものではありませんので、ご了承ください。

○以下はあなたが所有していると思われる、今年度調査対象の山林（樹種がスギ
 のみ）の一覧です。

番号	所在地	地積(m ²)

Q1 上記の山林について、あてはまる番号に○をつけてください。(○は一つ)

1. 上記の山林はすべて自分の所有で間違いない。
2. 上記の山林の中には一部、自分の所有でないものがある。
3. 上記の山林を自分が所有していることを知らなかった。
4. 上記の山林が自分の所有かどうかわからない（自信がない）。
5. 上記の山林はすべて自分の所有ではない。

(裏面につづきます)

Q2 木の間引きや枝払い、折れた木の除去など、山林の手入れはしていますか？

あてはまる番号に○をつけてお答えください。(○は一つ)

- | |
|---------------|
| 1. 手入れをしている。 |
| 2. 手入れをしていない。 |

Q3 山林の今後の経営、管理についてどのように考えていますか？

あてはまる番号すべてに○をつけてお答えください。

- | | |
|---|---|
| 1. 自分で経営や管理を行っていく。 | |
| 2. 自分では難しいので林業業者などに経営や管理を委託したい。
(想定している委託業者があればご記入ください：) |) |
| 3. 経営や管理をすでに委託しているため、これからも継続して委託したい。
(委託先：) |) |
| 4. 市への経営や管理の委託を検討したい。 | |
| 5. その他 (|) |

Q4 上記質問(Q3)で、2に○をつけた方で、想定している委託業者が無い方へお聞きします。

あなたの山林の情報を林業業者へ情報提供してよろしいでしょうか？

あてはまる番号に○をつけてお答えください。

- | | |
|------------------|---|
| 1. 情報提供しても良い。 | |
| 2. 情報提供はしないでほしい。 | |
| 3. その他 (|) |

質問は以上となります。

ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、○月○日(○曜日)までに投函くださるようお願いいたします。

ご不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

連絡先

男鹿市 農林水産課

森林環境譲与税担当

TEL 0185-24-9139 FAX 0185-23-2424 Email nousui@city.oga.akita.jp

評価確認表【進捗状況評価】

資料4-1

令和 年 月 日

単位：(面積)ha

意向調査実施状況			申出(管理法6条) 森林面積(D)	経営管理権集積計画策定状況		管理事業実施状況
対象森林面積(A)	実施面積(B)	市町村管理希望面積(C)		件数	面積(E)	面積(F)

意向調査実施率 (B)/(A)%	集積計画策定率 (E)/(C)+(D)%	管理事業実施率 (F)/(E)%

評価確認表【公益的機能評価】

資料4-2

<p>■ 公益的機能別施業森林（該当=○）</p> <p>①：水源涵養機能維持増進森林</p> <p>②：山地災害防止等機能維持増進森林</p> <p>③：快適環境形成維持増進森林</p> <p>④：保健文化等機能維持増進森林</p> <p>⑤：木材等生産機能維持増進森林</p>	<p>■ 森林の機能（1=H. 2=M. 3=L）</p> <p>⑥：水源涵養機能</p> <p>⑦：山地災害防止機能</p> <p>⑧：快適環境形成機能</p> <p>⑨：保健文化機能</p> <p>⑩：木材等生産機能</p>
--	--

※入力例

令和5年3月31日現在

NO	経営管理事業実施年度	林班	小班	枝番	面積(ha)	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1	R4	1	1	1	1.00	○					1	2	2	2	3
2	R4	2	2		2.00		○				1	1	2	3	3
3	R4	3	3		3.00			○	○		2	2	1	1	2
4	R4	4	4		1.00					○	2	2	3	3	1
5	R4	5	5		2.00	○					1	2	2	3	2
6	R4	6	6		3.00	○					1	2	2	3	2
7	R4	7	7		1.00	○	○				1	1	2	2	2
8	R4	8	8		2.00	○			○		1	2	2	1	2
9	R4	9	9		3.00	○	○				1	1	2	2	2
10	R4	10	10		4.00	○				○	1	2	2	2	1
R4 面積合計		評価 ↓			22.00										
機能区分等	①水源涵養機能維持増進森林	7			7										
	②山地災害防止等機能維持増進森林	3					3								
	③快適環境形成維持増進森林	1						1							
	④保健文化等機能維持増進森林	2							2						
	⑤木材等生産機能維持増進森林	2								2					
	⑥水源涵養機能：1 or 2	100%									10				
	⑦山地災害防止機能：1 or 2	100%										10			
	⑧快適環境形成機能：1 or 2	90%											9		
	⑨保健文化機能：1 or 2	60%												6	
	⑩木材等生産機能：1 or 2	80%													8

※入力データは森林簿による。

評価 ↓
①～⑤：各機能維持増進森林小班数 ・ ⑥～⑩：（各機能 1 or 2 小班数 / 全小班数）%